

地方議会の位置付け・議員の職務を明確にする地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議

社会・経済・地域の構造が大きく変化し、加えて頻発・激甚化する災害や世界的に蔓延する感染症に対する脅威も拡がる困難な時代にあつて、地方議会には、多様な民意の反映と集約がこれまで以上に期待されている。

また、地方自治体の自由度が拡大する中、少子化対応や地域再生など様々な課題の解決に向けて、地方議会の役割と責任は重大になっている。

しかし、現行地方自治法には「議会を置く」としか規定されておらず、議員の職務等についても明らかでない。

地方自治法を改正し、地方自治体の意思決定機関としての議会の位置付け、議員の職務等を明確に規定することは、地方議会と議員に対する住民の理解を深めるとともに、女性はじめ多様な人材の議会への参画を促進し、議員のなり手を確保する上で極めて重要である。令和5年春の次期統一地方選挙が近づく中、法改正に向けて早期の対処が望まれる。

また、議員のなり手不足の解消に資するため、議員の請負禁止の範囲の明確化と規制の緩和も欠くことができない。第32次地方制度調査会答申において見直しの方向性が示されているにもかかわらず、今通常国会への改正法案提出が見送られていることは極めて残念であり、早期に改正を行うべきである。立候補に伴い休暇を取得した場合等の不利益な取扱い禁止に係る法改正についても同様である。

地方議会からの意見書についても、国会を含め国の政策立案に積極的に活用され、地方の声を踏まえた政策の実現と地方議会の活性化につながるよう、その処理について新たな仕組みの構築が急がれる。

本会をはじめとする三議長会は、昨年11月18日、「活気ある地方議会を目指す全国大会」を開催、7項目にわたる重要事項について決議し要望を重ねているが、このような諸状況を踏まえ、改めて下記の事項について、最重要かつ喫緊の課題として地方自治法改正等を早期に実現するよう強く要望する。

また、これらの取組みと併せ、厚生年金への地方議会議員の加入が早期に実現するよう、政府与党において議論の深化と加速を図るよう強く要望する。

記

- 1 議会の位置付け、権限を法律上明確化すること。
- 2 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩和するための法改正を行うこと。
- 4 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益取扱いを禁止するための法改正を行うこと。
- 5 国において意見書を積極的に活用し、その活用結果を公表すること。

以上、決議する。

令和3年2月3日

全国市議会議長会